

平成29年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年 3月 7日  
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
開会(開議) 平成29年 3月 7日(火) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 9番 齋藤昭一 議員 10番 石田茂春 議員

1. 出席議員

1番 西尾 幸太郎	6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重
2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 石田 茂春	15番 福田 晃
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子

1. 欠席議員 8番 小野 昌士

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の氏名

町 長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
副町長 大庭 孝久	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 村尾 秀信	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 八幡 哲	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 池田 茂良
税務課長 藤木 正英	生涯学習課長補佐 近藤 勝志
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上一郎
福祉課長 長田 栄	五箇支所長補佐 金坂 賢一
保健課長 平田 芳春	中出張所長 大西 裕
環境課長補佐 原 秀人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋

職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

## 1. 町長提出議案の題目

- 議 第 5 号 平成 28 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議 第 6 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 7 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 8 号 平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 9 号 平成 28 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 10 号 平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 11 号 平成 28 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 12 号 平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 13 号 隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町嘱託員の設置及び報酬支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町国民保養センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町ダイビング施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 26 号 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 議 第 27 号 隠岐の島町ローソク島遊覧船待合所設置及び管理条例

- 議 第 28 号 隠岐の島町教育委員会事務評価委員会設置条例
- 議 第 29 号 隠岐の島町簡易水道事業給水条例を廃止する条例
- 議 第 30 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 31 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議 第 32 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 33 号 町道路線の認定、変更について
- 議 第 34 号 委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設  
工事〕
- 議 第 35 号 委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化  
センター建設工事〕
- 議 第 36 号 工事請負変更契約の締結について〔特定環境保全公共下水道管路布設（汚水  
幹線その6）工事〕
- 議 第 37 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（中町3工区）工事〕
- 議 第 38 号 工事請負変更契約の締結について〔町道油井4号線災害防除工事〕
- 議 第 39 号 工事請負変更契約の締結について〔町道中町中条線道路改良工事〕
- 議 第 40 号 工事請負変更契約の締結について〔町道宮ノ前西町線日吉橋耐震補強工事〕
- 議 第 41 号 土地売買に関する契約の締結について
- 議 第 42 号 平成29年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 43 号 平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 44 号 平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 45 号 平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 46 号 平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 47 号 平成29年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 48 号 平成29年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 49 号 平成29年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 50 号 平成29年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 51 号 平成29年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 52 号 平成29年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 53 号 平成29年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 54 号 平成29年度隠岐の島町上水道事業会計予算

議事の経過

**○議長（高宮陽一）**

ただ今から、平成29年第1回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 会議録署名議員の指名**

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により9番：齋藤昭一 議員、  
10番：石田茂春 議員を指名します。

**日 程 第 2. 会 期 の 決 定**

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

**日 程 第 3. 諸 般 の 報 告**

「諸般の報告」を行います。

去る平成28年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

まずこの間、大分県杵築市、東京都狛江市議会が行政視察に訪れました。担当課の丁寧な対応に対しまして感謝を申し上げます。

次に、1月13日に西郷南中学校、26日に西郷中学校のそれぞれ3年生を対象とした「子ども議会」が開催されました。中学生議員は町のことをよく勉強されており今後の“まちづくり”において参考になる意見も数多くあったように思います。こうした取組みがまちの活性化、議会の活性化につながればと感じたところであります。

次に、2月21日には、平成28年度島根県町村議会議長会定期総会が松江市の「タウン

ラザしまね」で開催され出席いたしました。

主な内容は、平成28年度補正予算、平成29年度事業計画案及び予算案などについて審議され全会一致で可決いたしました。また、要望決議について「参議院選挙区の合区に反対する要望決議」「地方議会議員への年金・医療保険の適用に関する新たな法整備を求める要望決議」「竹島の領土権確立等に関する要望決議」の3件が提案をされ全会一致で決議されました。

県内の各郡からも要望事項が提出され、隠岐郡からは、「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」「離島医療・介護体制の充実強化について」「日韓暫定水域における漁業秩序の確立について」の要望事項を決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

2月22日には、第12回「竹島の日記念式典」が松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員が参加いたしました。

今回は、昨年引き続き県議会の竹島議連が主催した「竹島問題を語る国民交流会」が国会議員3名を含む地方議員や一般参加者の計130名の参加のもとで開催されました。

参加者を9つのグループに分け意見を交わしましたが、直接国会議員、県議会議員に思いをぶつけることができる場とあって、どこのグループも白熱した意見交換となったようでございます。こういった取組みが国を動かす契機になればと期待するところであります。

次に、3月1日の議会運営委員会までに1件の陳情を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、議員配付とさせていただきますのでご理解願います。

また、去る12月定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧いただきたいと思います。

以上で「諸般の報告」を終わります。

## **日 程 第 4. 行 政 報 告**

「行政報告」を行います。

番外：町長

### **○番外（町長 池田高世偉）**

平成29年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春まだ浅い今日このごろでございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まず以ってお慶び申し上げます。

本日は、平成29年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、平成29年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定及び一部改正並びに工事請負変更契約の締結など50件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「第4回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報告でございますが、主な事項につきましてご報告を申し上げます。

まず、「ふるさと隠岐の島応援寄付」に関する状況につきましてご報告申し上げます。

「ふるさと隠岐の島応援寄付」につきましては、平成28年度は1月末現在で227件、684万円余りをご寄付をいただいております。

この場をお借りし、改めましてご寄付いただいた方々に感謝の意を表するところでございます。

28年度は、図書館充実のための図書購入費に100万円を活用することといたしました。新年度予算におきましては、引き続き図書館の図書充実を図るための財源、総合体育館体育機器及び五箇創生館の映像機器購入の財源といたしまして活用させていただく予定といたしておりまして、今後も、寄付をしていただきました皆様の意向に沿って有効に活用させていただく所存でございます。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念行事参加などにつきましてご報告いたします。

1月30日、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府を始め外務省、文部科学省、農林水産省、水産庁及び海上保安庁並びに島根県選出の国会議員の皆様や関係する国会議員の皆様に対しまして、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施してまいりました。

当日は、吉田県議、高宮議長、竹島対策特別委員会米澤委員長にも同行をしていただきました。

要望の内容は、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」「隠岐の島町に国直轄によ

る竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館』の設置」「暫定水域における漁業秩序の早期確立」「国境離島における海上警備体制の更なる強化」及び「学校教育における竹島に関する学習の強化」の5項目を重点にお願いをしておりました。

また、2月22日には、松江市の島根県民会館において「竹島の日記念式典」が開催され、私も議員の皆様方や久見地区の皆様方とともに出席をしたところであります。

今後も、久見地区に建設いたしました「竹島資料収集施設」を拠点といたしまして、竹島の調査・研究を進め、貴重な資料の保存・活用について取組みを強化してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、「布施地区立志式」の開催につきましてご報告いたします。

2月4日、布施公民館において伝統ある布施地区立志式を開催いたしました。この立志式は、布施地区で昭和50年以来長く続けられている行事で、今回で42回を数えます。

今年は、布施地区で暮らす西郷南中学校の2年生3名が対象となりました。来賓と保護者が見守る中、これまでの自分の人生を振り返り、自らの志を立て、理想を胸に努力するという「14歳の決意」を堂々と発表していただきました。

また、両親からのメッセージでは、普段なかなか言葉にできない子の成長を願う親心が子どもに十分伝わったことと思います。

人生で最初の節目となる進路の選択を一年後に控えたこの時期、今まで生まれ育ってきたことを振り返り、真剣に将来を考えることは最も大切なことであり、この3名の若者には将来、本町を担う“隠岐びと”へと成長することを期待するものであります。

今後も青少年教育の一環として、実施してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、消防出初式につきましてご報告いたします。

新春恒例の消防出初式を1月6日に開催し、消防団員等関係者約400名の参加により、総合運動公園で通常点検、その後、隠岐島文化会館で議員の皆様方を始め、多数のご来賓の出席を賜り式典を開催いたしました。

式典終了後、役場前で消防車16台と隠岐島消防署のはしご車による一斉放水を行い、大勢の町民の皆様方にご覧いただきました。

全国的に消防団員数の減少が課題となってきておりまして、本町においても減少傾向にあります。今後、消防団関係者と十分に連携を図りながら、消防団員確保に努めてまいり所存であります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、12月の定例会以降、私の出席いた

しました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、「行政報告」終ります。

## 日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

## ○番外（町長 池田高世偉）

平成29年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年12月議会定例会におきまして、町長一期目就任にあたっての所信表明をさせていただきました。そのなかで「“よかった”が響くまち隠岐の島」を掲げ、三つの“よかった”の実現に向け取組んでまいることがを表明いたしました。

一点目は「隠岐の島に生まれてよかった」、二点目は「隠岐の島に住んでよかった」、三点目は「隠岐の島を訪れてよかった」でございます。

これら三つの目標を実現するために行動し、子育てが、働くことが、暮らしが、そして地域が楽しくなる“まちづくり”を目指し、全力を傾注して取組んでまいります。

わが国は、「人口減少・超高齢化社会」を迎え、「一億総活躍の国創り」の実現に向け、「地方創生」を合言葉に様々な取組みを始めております。地方創生が課題となっている今日、私たちは自分たちの未来を、自らの創意工夫と努力そして意欲的なチャレンジで切りひらき、自立した自治体運営を進めなければなりません。

新年度は有人国境離島新法が施行されます。このことにより、離島の自立発展が促進され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、地域間交流や定住の促進を図ることが以前にも増して推し進められると考えております。この風をしっかりと捉え、事業実施にあたりましては、「チーム隠岐の島」を合言葉に職員一丸となって取組んでまいります。

議員各位はもちろんのこと、町民の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、「“よかった”が響くまち 隠岐の島」の実現を目指し、三つの“よかった”が感じられる新年度の町政運営につきまして、特に、重点的な取組みについてご説明申し上げます。



第一点目は、「隠岐の島に生まれてよかった」についてでございます。

始めに、子育てしやすい環境づくりに向けた取組みについてであります。

本町の合計特殊出生率は、ここ 20 年間 2.0 人前後で推移しており、県平均の 1.6 人前後や国平均の 1.4 人前後の出生率に比べ高い状態が続いており、他地域に比べると子どもを育てやすい地域であると認識をしております。

しかし、本町では、あらゆる職場で人手不足が顕在化しており、子育てや介護する方にとって働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。また、世帯の核家族化や産業構造等の変化なども相まり、地域の子育て・見守り機能が低下するとともに、子育てに関する相談相手が身近なところにいることから、育児不安解消や放課後児童の見守り支援等が必要とされてきたところであります。

そこで、安全・安心な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、子育て家庭への経済的支援や医療費支援、育児不安軽減対策等を推進してまいります。

また、子どもたちが、本町の地域課題と隠岐の良さを理解し、「隠岐の島に生まれてよかった」と思っただけのように子育て支援を総合的に推進してまいります。

次に、教育の充実についてであります。

教育行政を推進するにあたっては、教育大綱の「島を愛する“隠岐びと”育てる」を基本目標として、隠岐を誇りに思うところ、人を思いやるところ、住んで幸せを感じることを育んでまいります。

そのため、学校や家庭、地域社会全体の教育力の向上や、教育や学習を身近なものとして捉えてもらい、町民の皆様の暮らしの中にある教育の充実に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、子どもたち一人ひとりが、やさしい心と、かしこい知恵と、たくましい体を育み、地域を担い、まちを支える“隠岐びと”として成長することができるように、学力の向上、ふるさと教育、安心・安全な教育施設など、質の高い教育環境の整備に取り組んでまいります。

新年度は、すべての子どもたちの成長と学びを支える教育的支援の充実や、高校魅力化事業の拡充による教育の魅力化を進めてまいります。

社会教育につきましては、町民の皆様がいつでもどこでも何でも楽しく学び、心豊かに暮らせるよう支援し、その学びの成果が地域づくりに活かされるよう、学びの場の充実に努めてまいります。更には、多様な地域課題の解決に向け、積極的に行動することができる人材の育成に取り組んでまいります。

文化財保護につきましては、牛突き習俗や国分寺周辺遺跡など貴重な町の財産である文化財を適切に保護し、次世代に継承するとともに、積極的な公開・活用に努め、町民の皆様とその価値を共有し、教育・学習・学術資源として文化の振興や交流人口の拡大等に積極的に活かしてまいります。

第二点目は、「隠岐の島に住んでよかった」についてでございます。

始めに、人口対策に向けた取組みについてであります。

「隠岐の島町総合戦略」の4つの基本目標であります「安定した雇用を創出する」「町への新しい人の流れを創る」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」これらを確実に遂行し、人口減少と地域経済縮小の克服、「まち・ひと・しごとの創生」による好循環の確立を目指し、各種施策をスピード感を持って取組んでまいります。

本町の平成27年度におけるUターン者数は128名を数え、島根県内の町村では一番多く、全19市町村の中では8番目となっております。また、28年における転入転出の状況も、町村合併以降初めて52名の転入超過となり、県内では出雲市に次いで2番目に多い社会増となりました。

今後、移住者向けの支援としてUターン奨励金や住宅改修補助、家賃補助に加え、民間事業者との連携により、空家再生等の補助制度も活用し、「雇用」と「住まい」及び「子育て支援制度」等と併せ、受け入れ体制を充実してまいります。既に実施しております町内の全戸にUターンを促す情報誌も継続して配布し、町民の皆様の意識啓発を積極的に行ってまいります。また、高校生、中学生及び教職員を対象とした、ジョブフェアを開催し、将来のUターンへつなげるための確実な情報周知と併せ、Uターンフェア等を活用した島外への情報発信も強化して、さらなる定住人口の増加に向けて、要因分析や検証を行いながら取組んでまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

既に実施しております新規学卒者の地元就職を促進する補助金制度を活用していただき、4年間で53名の若い皆さんを雇用していただきました。今後も、ハローワークや商工会、各事業所及び学校関係者との連携を深め、町内で働く意欲を持った島内外からの人材確保と育成に積極的に取組んでまいります。

また、平成28年度に本町は、「産業競争力強化法」における創業支援事業計画の認定を受け、町と商工会及び金融機関等を巻き込んだ情報共有と連携体制を構築いたしました。これ

により、起業を支援することによって商店街の活性化や買い物困難者等の地域課題への対策はもとより、経済界全体の活性化に努めてまいります。

次に、農林水産業の振興についてであります。

「農政新時代」を迎え、現在国では農林水産業の成長産業化に向けた体制の整備や制度の改革を推し進めているところであり、本町の基幹産業であります農林水産業につきましても、基盤強化を大胆に進め地域経済の活性化と雇用の創出につなげていくことが喫緊の課題であります。

これらを解決するため、本町が有する地域資源を効果的に活用した商品開発や販路拡大に加え、転作作物やバイオマス資源の有効活用、6次産業化や地産地消の取組みをさらに加速させることで、島内での経済循環を高め地域産業の活性化を推進してまいります。

また、企業参入を始め多様な事業者が活躍するための環境整備をより一層充実させ、民間事業者のノウハウ・発想を活かした生産量の拡大と新たな雇用の創出を実現してまいります。

農林水産品の出荷や原材料の入荷コスト低減に対しましては、新年度より始まります「有人国境離島新法」の支援制度を最大限活用した更なる支援策を講じ、出荷量と販路拡大を後押ししてまいります。

まず、農業では将来にわたり安定した生産体制と経営体質の強化を図るために、集落営農の設立や企業の農業参入など担い手の組織化を促す取組みを優先的に進めてまいります。

併せて、農業関係者の方々との連携のもと、担い手の所得向上のため主食用米を中心とした生産体系から、島内需要の高い作物や高収益作物への生産誘導に引き続き取り組んでまいりますとともに、その実現に必要な不可欠となります圃場の再整備を本格的に推進していくため、新年度において基本調査を実施いたします。

また、中山間地域等直接支払交付金を始めとする国の制度を効果的に活用しながら、各地域住民の方々の協力により、担い手の作業負担の軽減や農地の保全に努めてまいります。

林業では、国内での合板材を中心とした原木需要の高まりを受け、これまでの島内需要の確保に重点を置いた取組みから、島外への出荷拡大の強化へ軸足をシフトした諸施策を進めてまいります。

まず、本町の豊富な森林資源の搬出を強く促すために高性能機械の導入や作業道など、<sup>ろもう</sup>路網の整備による木材生産体制の充実と、「隠岐の木出荷共同体」を主体とした安定供給体制の強化を図ってまいります。

また、クロマツ製品やスギ構造材などの木材製品につきましても、島内外の関係者との連

携のもと、品質の向上や新たな製品開発に取組み、島外への出荷拡大を推進してまいります。

関係者より高い評価をいただいております「原木しいたけ」につきましては、従来のクヌギ原木林造成事業に加え、生産者のクヌギ原木購入に対する新たな支援制度を創設し、生産者の増加と出荷量拡大に取り組んでまいります。

森林バイオマス資源の有効活用策として進めてまいりました「木質ペレット事業」でありますが、新年度では、いよいよ事業の核となります「木質ペレット製造工場」の整備に着手いたします。本事業を定着させることによりまして、島内循環型産業を推進してまいりますとともに、エネルギーの地産地消を目指す「エコの島」として、本町のイメージアップにつなげてまいりたいと考えております。

畜産業についてであります。繁殖牛の増頭が着実に図られてきたことに加え、全国的な子牛価格の高騰が重なったことで、平成28年における子牛の出荷額が2億円を上回り、本町を代表する産業の一つに成長いたしました。

今後、放牧を中心とする和牛繁殖経営の低コスト化と新たな若手就農者や企業参入を促す取組みをさらに充実させ、繁殖雌牛の増頭と生産基盤の強化を図ってまいります。

また、繁殖牛の増頭により手狭となっております「島後畜産センター」につきましては、旧空港ターミナル敷地を移転先とし、新年度においてセリ場・一時預かり場・繋ぎ場などの施設を整備いたします。

水産業につきましては、離島漁業再生支援事業による漁業者の主体的・自発的な活動を継続・推進してまいりますとともに、種苗放流事業や漁港施設の整備等を計画的に実施し、離島漁業の振興に努めてまいります。

また、新年度では、高齢者の方でも安全に操業ができる環境を整備するために、<sup>せんかい</sup>浅海へ小型漁礁を設置する調査設計を行います。加えて、漁獲量の減少や魚価の低迷などによりまして特に厳しい状況が続いております沿岸漁業者の方々に対して、JFしまねを始めとした関係者との協議の上、「有人国境離島新法」の支援制度を活用したさらなる海上輸送費の軽減策を検討したいと考えております。

数年来、調査検討をしております「一定規模を有する水産加工場の整備」に向けての取組みであります。本年度実施いたしました実証試験の成果を踏まえ、工場の概要及び事業運営方法の枠組み等について、島内外の水産関係者等により構成される「水産加工場検討会議」におきまして協議を重ね、計画の熟度を高めてまいります。

次に、地域医療・保健・福祉についてであります。

地域医療につきましては、病院と開業医・診療所の在宅医療の連携を密にするとともに、医療・介護・生活支援等が切れ目なく提供できる体制づくりを推進してまいります。

医師招へいにつきましては、引き続き県及び隠岐広域連合と連携を図りながら医師の情報収集に努め、招へいにつなげてまいります。また、医療従事者の確保につきましては、関係大学や専門学校の地域推薦入学制度の活用及び各学校との連携のもとで地域医療を目指す看護職の育成支援を実施していくとともに、UI ターンの働きかけ等も行いながら人材確保に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、厳しい経営状況が続いておりますが、高齢化が進む中、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担い、地域の医療機関として皆様方が安心して暮らせるよう、町立診療所の体制を維持しながら運営をしていく考えであります。

保健事業につきましては、「健康寿命の延伸」「元気で長生き」の目標達成のため、がん対策、生活習慣病対策を重点的に取組んでまいります。特に、栄養改善対策、歯科対策、禁煙対策などの事業を強化し、医療機関や本町関係課との連携を密にしながら、ライフステージに沿った保健事業の展開と地域に根ざした保健活動に取組み、町民の皆様方の健康の保持増進を図ってまいります。

国民健康保険事業におきましては、医療費の高騰により財政的には、依然として厳しい状況が続いております。

そのような中、医療費適正化対策として本年度策定いたしましたデータヘルス計画に基づき、特定健診を始めとする保健事業を実施するほか、保険税の徴収など安定的な財政運営や効率的な事業運営に努め、平成30年度の国保の広域化に向け準備を進めてまいります。

地域福祉におきましては、昨年度策定いたしました隠岐の島町総合保健福祉計画の基本理念であります「支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島」の実現を目指し、医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員の方々などの関係機関や地域の皆様とのネットワークを強化し、協働して取組むことで、地域の実情や課題に即したきめ細やかな対応による、総合的な地域福祉の充実をさらに図ってまいります。

障がいのある方への支援につきましては、「障がい者総合支援法」に基づき、住み慣れた環境や家庭において自立した日常生活や社会参加ができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた障がい者福祉サービス、地域生活支援事業などを総合的に実施してまいります。また、ノーマライゼーション理念の社会を実現するため、町民の皆様が障がいのある方に対する理解を深めていただけるよう、関係機関と連携しながら啓発活動への拡大に努めてまいります。

高齢者への支援につきましては、高齢者が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現していくため、関係機関と連携した地域ケアシステムの構築を推進し、健康寿命の延伸や地域課題・住民ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組んでまいります。

また、通院や買物、ゴミ出しなど生活関連の多様なサービスを地域住民主体のサービスとして創設していくため、町ぐるみで取り組むための協議体を設置するとともに、旧町村単位に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成に努めてまいります。

生活困窮者への支援につきましては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労に関し阻害要因のない被保護者・生活困窮者につきましてはハローワークや隠岐の島あんしんセンターと連携し、就労等自立に向けた支援を行ってまいります。また、多重債務や生活実態による経済的困窮を理由として生活保護に陥ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業の取組みを更に拡充し、個々の困窮の原因に応じた相談支援を行ってまいります。

次に、安全・安心で快適な“まちづくり”についてであります。

役場新庁舎整備につきましては、耐震強度の不足、施設の老朽化、本庁機能の分散及び防災上の不安などの問題から、速やかな整備が求められております。

新年度は、実施設計に取り組む予定でございます。更に年度後半には造成工事に着手し、平成30年度の庁舎建設本体工事着工、平成32年度の新庁舎での業務開始を目指したいと考えております。

新庁舎は、本庁に機能を集約し、効率的な行政運営を推進するだけでなく、町民の皆様にご満足いただけるサービスを提供し、また、災害時の防災拠点として、町民の皆様の安全・安心な暮らしを守り、拠り所となる庁舎として整備してまいります。

新たな“まちづくり”計画につきましては、重要案件でございます西郷港周辺を始めとする“まちづくり”の方向性についてワークショップを通じ、町民の皆様からいろいろなご意見やご提言をいただき、“まちづくり”のベースとして住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまちの形成を目指してまいります。

防災対策につきましては、危機管理体制の充実強化を図るため、防災行政無線のデジタル化整備を推進するとともに、地域防災力の中核となる消防団のさらなる充実、自治会組織・関係機関との連携を深めながら、地域における防災意識の高揚や自主防災力の充実強化に向けた支援策を実施してまいります。

道路等インフラ整備につきましては、町民の皆様方の安全・安心を基本に町道等の整備を進めるとともに、国道や県道などの整備促進に努めてまいります。

公営住宅につきましては、町民生活の安定と向上を図るため、老朽化住宅の建替えや整備を進めてまいります。

また、危険な空家対策につきましては、空屋等対策協議会を活用し、早急に空屋等対策計画の策定に取り組んでまいります。

さらに町民の皆様方のニーズに応えるべく制度の拡充を図り、安全・安心の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

上水道の整備につきましては、町民の皆様方に「安心・安全な水道水」をお届けするよう引き続き努めてまいります。

また、新年度より簡易水道事業を上水道事業に統合し、料金改正もさせていただきますが、今後、経営改善のために、経費節減及び料金徴収にも積極的に取り組んでまいります。

下水道の整備につきましては、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、引き続き西郷地区、五箇地区の公共下水道事業及び中村地区の集落排水事業等を推進し、整備エリアの拡大に併せ、接続促進の普及啓発に努めてまいります。

また、下水道の普及が進む中で、島後クリーンセンターの老朽化への対応と、今後増加します汚泥を効率的に処理するため、西郷浄化センターにおける汚水処理施設共同整備事業につきましても、引き続き取り組んでまいります。

自然環境対策につきましては、国の出先機関であります環境省自然保護官事務所、県及びジオパーク推進協議会との連携のもと、「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト」の実現に向けた行動計画を策定し、世界水準の「ナショナルパーク」としての具体的な取り組みを実施していくとともに、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定に即した環境の整備にも積極的に取り組んでまいります。

海岸漂着ごみ対策といたしましては、県と協働し、漂着ごみの回収及び処分を実施してまいりますとともに、国への財政支援や国際的な発生源対策につきましても要望活動を継続してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、老朽化が進む各施設に関しまして将来の処理方法や規模等、一般廃棄物処理に関する基本構想を策定し、町民の皆様方に安心・安全な生活環境を提供できる処理施設となりますよう取り組みを進めてまいります。

第三点目は、「隠岐の島を訪れてよかった」についてでございます。

始めに、観光振興対策の取組みについてであります。

隠岐の島町総合振興計画及び隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に沿いながら、新年度より向こう10年を見据えた「第2次隠岐の島町観光振興計画」を平成28年度末に策定いたします。本町の観光を取り巻く現状と数々の諸課題を踏まえ、基本構想に「人情がつむぐ“よかった”があふれる島」を掲げて、その実現に向かって取組んでまいります。

新年度におきましては、本町内の宿泊施設の老朽化に伴う施設改修、経営者の高齢化や後継者・労働者不足等による廃業の危機等、これら課題解決に向け、関係機関との協議を図るとともに、宿泊施設のトイレやWi-Fi環境の整備等、観光関連施設の充実に努めてまいります。

また、有人国境離島新法に基づく「滞在型観光推進事業」としまして、サイクリング事業等を展開する一方、国立公園関連補助事業を活用しての海洋スポーツセンターなどの観光施設整備も進めてまいります。

また、新年度は「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」再認定の年度となります。5月から8月には審査員の現地調査も予定されており、最終準備を整えながら、確実に再認定されるよう関係者の連携を強化してまいります。

さらには、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク基本構想」に基づく「中核・拠点施設」建設事業につきましても、近隣の町民の皆様を始め、関係団体等と協議を重ねながら、事業効果を高めるための計画を練り、着手してまいりたいと考えております。

また、近年増加する外国人観光客への受入れ対応につきましては、観光関連事業者を中心とした各種研修会の開催のほか、隠岐の島町観光協会には英語対応が可能な「地域おこし協力隊」職員を配置する予定としております。

第三セクターにつきましては、現在までの経緯や実績を鑑み、組織を整理し、新しい運営方針に沿った観光宿泊施設運営に取り組んでまいります。

次に、離島交通と交通網の整備についてであります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進、島内の生活バス路線の維持・確保など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって快適で利便性の高い交通網整備に努めてまいります。

生活バス路線の運行につきましては、高齢者を始めとする交通弱者にとって、大切な公共交通であることを念頭に置きながら、利用者の利便性の向上を図るとともに、費用対効果を



検証し、より良い交通体系の整備と利用促進に取り組んでまいります。

隠岐航路・航空路につきましては、有人国境離島新法に基づく運賃助成事業に着手いたします。平成28年度、西ノ島町・知夫村とともに初めて取組んだ「隠岐の島町航路旅客運賃助成事業」を引き継ぐ形で、新年度より国・県の助成を受け、隠岐4町村が足並みを揃え運賃助成に取り組むものでございます。基本となりますのが、JR電車運賃並みに隠岐航路の乗船旅客運賃並びに航空機の隠岐・出雲間の航空運賃を値下げするよう運航会社への助成を行うものでございます。なお、この制度の対象者は基本的に島民及び島民に準ずる者とされており、島民の本土住民に対する格差解消にはつながるものの、交流人口拡大につながる島外からの来訪者への運賃助成となっていないことから、引き続き、島根県や他の有人国境離島と連携し、国への制度改正の要望活動を展開してまいります。

「隠岐世界ジオパーク空港」の利用促進につきましては、島根県を始め関係団体との連携を図りながら、「隠岐世界ジオパーク空港」を全国に広めるための活動を強化してまいります。

現在、航空業界全体を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況下でございますが、通年の出雲便、大阪便及び夏季ジェット便ともに搭乗率の目標達成を図り、これら路線の維持のための利用促進事業の取組みを強化してまいります。

近年、好調に実績を伸ばしておりますフジドリームエアラインズによりますチャーター運航企画は、全国各地の地方空港から多くのお客様にお越しいただき、大きな経済効果を生んでおります。新年度も春と秋の実施を目指し、現在、調整をおこなっており、今後も快適に短時間で移動できる利点を活かし、遠距離からのお客様誘致を図ってまいります。

次に、都市交流・国際交流の推進についてであります。

子どもたちの教育の面からも、幅広い視野を育むきっかけを作り、また、グローバル化の促進にもつながる都市交流や国際交流に取り組んでまいります。

国内の都市交流事業につきましては、友好都市協定を結んでおります大阪府豊中市との交流を中心に、子どもたちを始めとするスポーツ・文化芸術を通じた市民間の交流を推進してまいります。また、全国各地の大阪国際空港就航都市との連携事業といたしまして、観光物産展の開催や担当者会議を通しての相互交流の可能性を検討してまいります。

また、中京圏におきましては名古屋市を中心とし、首都圏におきましては東京都世田谷区、大田区等に積極的に働きかけ、更なる相互交流につなげるよう取組みを進めてまいります。

国際交流では、平成28年度、友好都市協定を締結したポーランド共和国のクロトシン市との交流事業におきまして、相撲交流のみならず、文化交流についても計画しております。ま

た更なる国際交流を推進するため、教育委員会と連携して国際交流員 1 名を新たに配置し、小中学生の英語教育を始め、町民の皆様との国際的な文化交流活動に取り組んでまいります。

さらに、ジオパーク活動を中心に本町の魅力を全世界に広げていくために、積極的に情報発信していく必要があり、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会の連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、このほかの隠岐の島町の課題に対する重点的な取組みについてご説明申し上げます。

始めに、財政状況と新年度予算についてであります。

政府は、平成29年度の地方財政対策について、一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、社会保障の充実、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、平成28年度を4,011億円上回る62兆803億円の一般財源総額を確保したところでございます。一方、地方交付税につきましては、28年度と比較し3,705億円減2.2%のマイナス、16兆3,298億円となっている状況であります。

本町の財政状況は、中期財政計画でお示したとおり、地方債現在高は28年度末見込み3億9,000万円余りの増で225億6,400万円となっております。実質公債費率については、平成27年度は14.1%、28年度は12.8%の見込みであり、財政指標におきましては改善されてきたところでありますが、新年度以降、庁舎整備等大規模事業の取組みにより起債残高も増加し、財政指標も若干悪くなる見込みであります。

今後、平成31年度まで普通交付税の合併特例措置縮減が続き、32年度から一本算定となることから、更に厳しい財政運営が想定されるところでありますが、第3次行財政改革大綱に基づき、行政の効率化・スリム化及び事務事業の見直しを行い、中長期的に持続可能な財政運営を確立し、地方創生、人口減少対策として、総合戦略に掲げた各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

このような状況の中、本町の新年度予算におきましては、引き続き財政の健全化を目指しながらも、新しく施行される有人国境離島新法関連施策、隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を加味した総合振興計画に基づいた町の景気対策、活性化を視野に入れた予算編成といたしたところであります。

その結果、一般会計の予算総額は176億1,000万円で28年度と比較し、20億2,000万円13.0%の増となっております。その増額の要因につきましては、新庁舎建設事業、防災行政無線のデジタル化事業、ペレット生産施設整備事業や畜産センター整備事業等の大規模事業に

取組むものであります。また、道路整備事業の増加、ジオパーク中核・拠点施設整備事業並びに有人国境離島新法に基づく隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業の推進によるものであります。

特別会計の総額は49億7,220万円で28年度と比較し、18.2%の11億650万円の減額となっております。その要因は、簡易水道事業会計の上水道会計への統合並びに下水道事業の処理場整備費の減によるものであります。

次に、町税等の徴収率の向上及び滞納対策についてであります。

税負担の公平性を確保するために、個々の滞納者の状況により「差押え」、「執行停止」、「分納管理」に分類したうえで、財産差押え等の滞納処分に厳正に取り組んでおりますが、平成27年度の町税等の現年分徴収率は97.8%となっております。

今後も、島根県との徴収担当職員の相互併任制度を継続しまして滞納整理を共同実施するなど徴収体制の強化を図り、大多数の誠実な納税者の思いを大切に、信頼される町税行政の推進に向けて、職員一人ひとりが、滞納整理は地方自治の根幹を支える業務であるということ強く認識し、信念・熱意・勇気を持って、組織的、効率的に徴収率の向上や、滞納対策の強化に取り組んでまいります。

次に、竹島領土権確立への取組みについてであります。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓発や国際社会への情報発信などを積極的に進め、国全体の問題として本格的に取り組を進めております。

本町におきましては、竹島資料収集施設を拠点といたしまして、竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用の取組みを強化してまいります。

今後も、竹島の領有権の早期確立に向けた取組みを進め、隠岐の島町議会、島根県及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会等と連携し、国や関係機関に対し、その責務において竹島漁撈歴史記念館（仮称）の建設や隠岐島周辺海域の保安体制の充実強化を図ることを強く訴えてまいりたいと考えております。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取組みについてご説明をいたしました。議員各位を始め町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、「施政方針」を終ります。

ただ今から、10時50分まで休憩といたします。

( 本会議休憩宣告 10時37分 )

**○議長 ( 高 宮 陽 一 )**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時50分 )

**日 程 第 6. 町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第5号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」から議第54号「平成29年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの50件を一括して議題といたします。

**日 程 第 7. 提案理由の説明**

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました50件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

**○番外 ( 町長 池 田 高 世 偉 )**

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

議第5号から議第12号までの8件につきましては、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第5号の「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は1億1,205万4,000円の減額でありまして、補正後の予算総額を158億4,806万円とするものであります。

今回の補正につきましては、各事業の確定及び実績見込みによるものであります。主なものは、隠岐病院の負担金等、増となったものもございますが、介護保険対策事業、農業活性化事業、道路整備事業、林業・漁港災害復旧事業等が減額となり、全体では減額補正となったところであります。

財源につきましては、国・県補助金等の特定財源及び町債の減額に伴いまして、その他の財源と一般財源の組替えをするものであります。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費補正」のとおり、「戸籍住民登録事務」から、「林業施設災害復旧事業」までの11件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたの

で、追加計上いたしております。

また、地方債の補正につきましては、「第3表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第6号の「平成28年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は141万7,000円の追加でありまして、補正後の予算額を23億5,293万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、一般被保険者高額療養費を増額するものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議第7号の「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は18万9,000円の追加でありまして、補正後の予算額を9,251万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、医療機器の借上料を増額するものであります。

財源につきましては、診療収入を増額するものであります。

次に、議第8号の「平成28年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は392万円の追加でありまして、補正後の予算額を19億9,189万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、9月補正において補助事業費を減額したことに伴い、事業費から支払う予定であった人件費を一般管理費から支払う必要が生じたため、人件費を増額するものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金を増額するものであります。

継続費の補正につきましては、「第2表継続費補正」のとおり、西郷浄化センター建設工事及び五箇浄化センター建設工事におきまして、それぞれ基本協定の変更に伴い、総額及び年度割額の変更をするものであります。

繰越明許費は、「第3表繰越明許費」のとおり、公共下水道管路布設（中町3工区）工事において、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、総額で5,000万円を計上いたしております。

次に、議第9号の「平成28年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入の財源組替でありまして、訪問看護収入を151万2,000円及び前年度繰越金を98万8,000円増額し、一般会計からの繰入金を250万円減額するものであります。

次に、議第10号の「平成28年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第

2号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は28万円の追加でありまして、補正後の予算額を3,631万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、医療用材料費等を増額するものであります。

財源につきましては、診療収入を増額するものであります。

次に、議第11号の「平成28年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は260万円の追加でありまして、補正後の予算額を3億8,210万円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料負担金及び療養給付費負担金を増額するものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、議第12号の「平成28年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。収益的予算(3条予算)の補正額は、収益的支出におきまして200万円の追加でありまして、補正後の予算額を2億8,575万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、消費税及び地方消費税を増額するものであります。

続きまして、議第13号から議第29号までの17件につきましては、条例の改正、制定及び廃止に関する議案であります。

まず、議第13号の「隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

消費税率引き上げ時期の変更に伴い、軽自動車税の見直しが平成31年10月1日に変更されたため、施行時期を改正するものであります。

次に、議第14号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。第3次行財政改革に取り組んでいるなかで、特別職の給料を、町長は100分の5を、副町長及び教育長は100分の3を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間減額するものであります。

次に、議第15号の「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。第3条に規定する税務職員の特殊勤務手当につきまして、県内市町村の支給状況を勘案し所要の改正を行うものであります。

次に、議第16号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法に関する箇所を改正を行うものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町嘱託員の設置及び報酬支給に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。報酬の支給時期につきまして改正を行うものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例」についてであります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行による「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 19 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてであります。公営住宅の建替事業において整備しております、都万地区の向山団地の建替えにより、新たな住宅へ変更するため条例の改正をするものであります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。管理体制の変更及び創業支援の場として、また、地域コミュニティの拠点として利用促進を図るため、使用料を見直し、適正な管理運営を行うため、条例の改正を行うものであります。

次に、議第 21 号の「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。一般廃棄物処理手数料の納付について、現状に合わせた体系に改めるとともに、別表中の「ごみ処理手数料」の取扱区分に「缶類等」を追加する必要があるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。平成 29 年 4 月 1 日から簡易水道事業の上水道事業への統合に伴い、上水道事業の規模が変更となることから、給水人口及び 1 日最大給水量について改正を行うものであります。

次に、議第 23 号の「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。油井地区に新たに油井集会所を建設いたしましたので、今まで利用しておりました油井保健福祉館から油井集会所に変更し、別表第 1 に加えるものであります。

次に、議第 24 号の「隠岐の島町国民保養センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。平成 26 年 10 月 14 日発生 of 台風 26 号により被災した「渚の家弁天」について、施設を撤去いたしましたので条例の改正を行うものであります。

次に、議第 25 号の「隠岐の島町ダイビング施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。海洋レジャー施設の拠点として利用促進を図り、多目的に利用でき

るよう見直しを行うため、条例の改正を行うものであります。

次に、議第 26 号の「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例」についてであります。町内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業の成長と持続的な発展に向けて、町や事業者、地域経済団体など関係者の役割や基本方針を明文化し、更なる振興を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議第 27 号の「隠岐の島町ローソク島遊覧船待合所設置及び管理条例」についてであります。観光振興に資することを目的に、福浦地区にローソク島遊覧船待合所を設置し、運営を行うため本条例を制定するものであります。

次に、議第 28 号の「隠岐の島町教育委員会事務評価委員会設置条例」についてであります。隠岐の島町教育委員会が行う「教育に関する事務の管理及び執行状況」について、適正な評価を行うことを目的に事務評価委員会を設置し、その評価を今後の教育行政に反映し、より一層充実した教育行政を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第 29 号の「隠岐の島町簡易水道事業給水条例を廃止する条例」についてであります。簡易水道事業の上水道事業への統合に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議第 30 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ご説明いたします。

事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、平成 24 年から平成 28 年までの磯辺地に係る総合整備計画及び平成 27 年から平成 31 年までの布施辺地、五箇辺地、都万辺地にかかる総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により議決を求めるものであります。

追加する事業は、次のとおりとなっております。

磯辺地は保育施設整備事業、西郷地区穀類乾燥調製施設更新事業の 2 件、布施辺地はホテルサンライズ布施改修事業、五箇辺地は町営バス導入事業、ホテル海音里改修事業の 2 件、都万辺地は油井集会所建設事業、ロッジおくつど改修事業、羽衣荘改修事業、町民運動場整備事業の 4 件で、合計 9 件であります。

次に、議第 31 号の「辺地に係る総合整備計画の策定について」であります。事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、平成 29 年から平成 33 年までの西郷辺地に係る総合整備計画を策定いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

事業は、町道中町中条線道路改良事業外 28 件となっております。



次に、議第 32 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。事業の財源に過疎対策事業債を充当するため、過疎地域自立促進計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により議決を求めるものであります。

追加となる事業は、生活環境の整備に区分される「中村地区水道管改良事業」から、教育の振興に区分される「レインボープラザ改修事業」までの 3 件の事業であります。

次に、議第 33 号の「町道路線の認定、変更について」ご説明いたします。

今回認定する北方 43 号線は、砂防工事に伴う工事用道路部分を県より引き継ぐこととなったため、新たな町道名をつけ認定するものであります。

また、西郷 292 号線、西郷 293 号線、西郷 294 号線は他路線と重複していたため変更を行い、分断された部分を新たな町道名をつけ認定するものであります。

次に、変更する路線であります。中条 273 号線は河川管理道の整備に伴い、西郷 277 号線は道路改良に伴い、それぞれ路線を延長するものであります。北方 37 号線は、北方 43 号線の新設に伴い、終点の変更を行うものであります。

西郷 19 号線、西郷 76 号線、西郷 77 号線、西郷 42 号線は、他路線と重複していたため、終点の変更を行うものであります。

都万 70 号線は、都万 66 号線の区域変更に伴い、都万 66 号線との接道部分の区域変更を行うものであります。

続きまして議第 34 号から議第 40 号までの 7 件につきましては、委託変更協定及び工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、議第 34 号の「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」についてご説明いたします。

電気機械設備の設計額の確定により、委託金額を減額する必要が生じたので、委託変更協定の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 35 号の「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」についてであります。土木建設及び電気機械設備の設計額の確定により、委託金額を減額する必要が生じたので、委託変更協定の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 36 号の「工事請負変更契約の締結について〔特定環境保全公共下水道管路布設（汚水幹線（その 6））〕」についてであります。舗装工事の数量が確定したことと、県道の

歩車道境界ブロックが支障となり、撤去及び設置工事が追加となったことにより、契約金額を増額する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 37 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(中町 3 工区)〕」についてであります。当初想定していなかった岩盤層があることが分かり、工法を変更したことにより、契約金額の増額及び工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 38 号の「工事請負変更契約の締結について〔町道油井 4 号線災害防除工事〕」についてであります。根固めブロック撤去に要します処分費等が確定し、また、道路取付け部の安全対策施設の追加及び当初予定していた路体盛土材が路体に適さないことによる変更により、契約金額の増額及び工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 39 号の「工事請負変更契約の締結について〔町道中町中条線道路改良工事〕」についてであります。工事期間中の交通規制を最小限にするための拡幅箇所の仮舗装、また、既設擁壁の取り壊し及び復旧工事を追加したため、契約金額を増額する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 40 号の「工事請負変更契約の締結について〔町道宮ノ前西町線日吉橋耐震補強工事〕」についてであります。浚渫した土の仮置き場所等の調整に不測の日数を要したため、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 41 号の「土地売買に関する契約の締結について」ご説明いたします。

徳畑採石株式会社が所有する雑種地、2 万 1,924 平方メートルの土地を、残土処分場の建設用地として取得することについて、契約金額 8,054 万 6,700 円で土地売買契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

続きまして、議第 42 号から議第 54 号までの 13 件につきましては、一般会計及び特別会計の平成 29 年度当初予算についてであります。

まず、議第 42 号の「平成 29 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度の予算編成につきましては、事業計画に沿った真に必要な事業を見極めながら“まち”の景気対策、総合戦略に掲げた事業を取り入れるなど、積極的な取組みを実施するため、当初予算額を歳入歳出それぞれ 176 億 1,000 万円といたしております。

歳出予算の概要でございますが、前年度比較で 20 億 2,000 万円余り 13%の増となっております。

子育て支援対策、隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業など総合戦略対策事業を始め、投資的経費においては、新庁舎整備事業、ペレット製造施設整備事業、防災無線デジタル化事業、畜産センター整備事業、ジオパーク中核・拠点施設整備事業等大規模事業の予算を計上しております。

歳入予算の概要であります。町税におきましては、個人町民税、軽自動車税においては増となる見込みでありまして、0.9%増としているところでございます。地方交付税につきましては、政府が地方交付税全体で前年度の 2.2%の減額を予定しておりますので、その影響額等を考慮するとともに、合併特例措置の減額分も含め普通交付税においては 1.3%の減を見込んで計上しております。

また、総合戦略の取組み事業に係る経費に地域振興基金及びふるさと応援基金からの繰入金で対応するとともに、その他財源不足分として財政調整基金、減債基金からの繰入金での対応予定としております。

「債務負担行為」につきましては、「中小企業制度融資利子保証料補助金交付要綱」に基づき、借入資金の利子及び保証料の債務負担の限度額を定めるものであります。

また、「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。そのほか、一時借入金の借入れの最高額を 30 億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第 43 号の「平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 6,400 万円といたしております。

予算総額は、前年比で 2.5%の減となっておりますが、これは、支払基金に納付いたしまし後期高齢者支援金及び介護納付金が減額になったこと、また、被保険者の減少等により、保険給付費が前年度予算計上額を下回ると見込まれることが要因でございます。

歳出予算の主なものは、保険給付費、共同事業拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金等を計上いたしました。

歳入予算では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 44 号の「平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,470 万円といたしております。

す。

予算総額は、前年度比で 2.3%の増額となっております。この主な要因は、臨時職員の雇用に伴う賃金の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 45 号の「平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,450 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 2.0%の減額となっております。この主な要因は、患者数の減少に伴う診療収入及び医薬材料費等の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として繰入金、諸収入等を見込み計上いたしました。

次に、議第 46 号の「平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,960 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 3.1%の減額となっております。この主な要因は、患者数の減少に伴う診療収入及び医薬材料費等の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として、繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 47 号の「平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 18 億 5,680 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 14.5%の減額となっております。この主な要因は、西郷浄化センター建設工事の完了及び五箇浄化センターの建設工事の主要工事の完了などに伴います施設整備費の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、総務費では公共下水道施設を始め、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等 17 箇所の集合処理施設と個別処理施設であります 162 箇所の浄化槽の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、五箇浄化センターの建設工事費、西郷地区及び五箇地区の管路布設工事費、管路詳細設計費、港町地区の雨水施設ポンプ場の建設工事及び用地購入費、共同処理事業実施設計委託料などを計上いたしました。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、繰入金、町債等を見込み計上いたしました。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 48 号の「平成 29 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,840 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 58%の減額となっておりますが、これは、繰越金の減が主な要因であります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上しております。

歳入予算では、使用料を見込み計上しております。

次に、議第 49 号の「平成 29 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,510 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 6.8%の増額となっております。この主な要因は、訪問用車両の更新によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費であります。

歳入予算では、訪問看護に係る事業収入及び一般会計繰入金を見込み計上いたしました。

次に、議第 50 号の「平成 29 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,720 万円といたしております。

予算の総額は、前年度比で 3.6%の増額となっております。この主な要因は、中村診療所への人件費負担金の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器器具費、医薬材料費等あります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県支出金及び一般会計繰入金を見込み計上いたしました。

次に、議第 51 号の「平成 29 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 990 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 1.0%の増額となっております。この主な要因は、電子カルテの一部機能更新によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費、医療機器維持管理費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県補助金及び繰入金を見込み計上いたしました。

次に、議第 52 号の「平成 29 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 万円といたしております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料などを見込み計上いたしました。

次に、議第 53 号の「平成 29 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 8,140 万円といたしました。

予算総額は、前年度とほぼ同額となっております。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかる業務委託料等であります。

歳入予算では、保険料、保健事業補助金及び一般会計からの繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 54 号の「平成 29 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてであります。新年度は、簡易水道事業の統合により全体に予算が増加しております。

第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴う取り引きにより、発生が予定されるすべての収益 6 億 1,104 万 7,000 円とそれに対応する費用 6 億 3,358 万 9,000 円を計上いたしました。

第 4 条では、設備拡充等の建設改良費用及び現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、6 億 7,606 万 5,000 円を計上いたしました。

第 4 条の 2 といたしまして、簡水統合に係る打ち切り決算により発生する、未収金及び未払金の見込み額を計上いたしました。

第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上いたしております。

第 6 条は、一時借入金の最高限度額を規定したものであります。

第 7 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めました。

第 8 条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けました。

主な事業はクリプト対策といたしまして、昨年に引き続き東郷浄水場の高度浄水施設整備

事業を、また、下水道整備や県道及び町道などの改良工事に伴う配水管移転補償費を計上しております。

旧簡易水道施設整備事業では、国庫補助事業として五箇中央・福浦・向ヶ丘浄水場整備事業を、また、単独事業として油井浄水場整備事業及び下水道整備や国県町道の改良工事に伴う配水管移転補償費を計上しております。

以上、50件の諸議案につきましてご説明いたしました。何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

### ○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

### 日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11時32分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11時32分 ）

### ○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終ります。

### 日 程 第 9. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第5号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」から、議第12号「平成28年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第1号)」までの補正予算関係8件及び議第34号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」から、議第37号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(中町3工区)工事〕」までの工事請負関係4件、計12件について質疑を行います。

それでは、補正予算案についてページめくりで歳出から行いたいと思います。

予算説明資料No.4、5ページからお願いをしたいと思います。

### ○議長（高宮陽一）

5ページ総務費、質疑のある方はお願いいたします。

（ 「なし」の声あり ）

**○議長（高宮陽一）**

「ない」ようですが、よろしいですか。

次に、6ページ、7ページでお願いいたします。

1番：西尾幸太郎 議員

**○1番（西尾幸太郎）**

生活バス路線対策事業について、補助金の対象にならなかったという説明がありましたが、これの詳細な説明をお願いいたします。

**○番外（観光課長吉田隆）**

この事業は、コミュニティバス運行費にかかるものでありまして、町営バスの五箇循環線ではありますが、その循環線が国の補助を受けて予定をしておりました。ところが、一運行当り1人以上乗車がないといけないということが新たに発生いたしました。その関係で残念ながら実績がそこまでいかなかったということで、対象にならなかったということでございます。

**○1番（西尾幸太郎）**

では、今後はこの路線に関しては一般財源でやっていくつもりなのか、その辺りの考えを聞かせてください。

**○番外（観光課長吉田隆）**

実績当初の目標が大体300人くらいだったので、何とか300人を超えるようになるとまた補助対象になりますので、何とかそこを超えるように利用促進を図っていきたいと思っております。

**○議長（高宮陽一）**

他にございませんか。

15番：福田晃 議員

**○15番（福田晃）**

どこ路線のバスですか。

**○番外（観光課長吉田隆）**

町営バスの五箇循環線でございます。

**○議長（高宮陽一）**

5番：前田芳樹 議員

**○5番（前田芳樹）**



6ページの中段のWi-Fiステーション管理運営事業、これは実績で減額したということですが、アクセスポイントの整備のマップはいつでももらえる状態なんではないでしょうか。

**○番外（ 総務課長 八 幡 哲 ）**

もう印刷ができますので、そろそろ配布予定としております。

**○議長（ 高 宮 陽 一 ）**

他にございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

「ない」 ようですので、次にまいります。

8ページから9ページでお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

「ない」 ようですので、次にまいります。

10ページから11ページでお願いいたします。

1番：西尾幸太郎 議員

**○1番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

農業活性化事業の補助金については、当初、11経営体からの申請を見込んで、これは多分27年度実績で見込んで組んでいると思うのですが、4団体か4経営体に減ったというか、その4経営体しか申請がなかった原因というか、その辺りはどのように分析していますでしょうか。

**○番外（ 農林水産課長 佐々木 千 明 ）**

まず、少し誤解をされているところがございますので、この事業の詳細について説明させていただきたいと思います。

まず、11経営体：16機種・3施設というのは、当初にこういった内容で事業を実施するといったということで、これを全て国の補助事業として申請した次第でございます。この事業そのものが、まず購入金額の3割を国が補助、2割を町の単独制度で補助、併せて購入金額の5割を支援していくのですが、その3割部分を国の方に一括して、これはポイント制になっております。一個、一個、申請するのではなくて、各自治体がひとまとめにして総ポイント、これは費用対効果なんですそれを積み上げて、国の方に一括して申請して、そして国が判断するというところでございます。で、どういった原因かは分からないですが、平成28年度の要望額が全国で予算額の4倍に達したということで。

結局は全国から要望があったなかの、4分の3は「不採択」になったわけです。特に島根県なんかは我々も一緒なんですけど中山間地域がほとんどでございまして、なかなか費用対効果

のポイントが上がらないということで、県内で9市町村が申請したわけですが「採択」になったのが一つの町でございました。

こういったことから、国の3割部分が全て付かなくなったと、当初見込んでいた11の事業者さんたちに一度集まっていたいて、「不採択」になりましたが町の単独事業でも「おやりになりますか」と希望を取った結果が、この補正後の2割部分、この支援制度の2割部分を活用して年度内にどうしても購入したいと言った方が、今回の補正の結果になったわけです。で残りの皆さんは農協の別の支援制度の活用に振り替えたり、後はもう1年待てる方については、29年度で新たに手を挙げていただくという今回の補正の内容でございます。

### ○1番（西尾 幸太郎）

誤解は解けました。新年度に向けて今回見送られた方々の申請をやっていく。ただ、全国的に4倍くらいの申請があるという状況のなかで、新年度に向けての状況というか、農林水産課としてはどのような見込み分析をしているのか、その辺お話いただけたらと。

### ○番外（農林水産課長 佐々木 千明）

今年までは安易じゃありませんけど、農業従事者の方が要望された機械をそのまま100%申請したわけでありまして、来年に向けては今年の反省点を踏まえて、ポイントが上がらない機械については、別の事業に振り分けて、一括して総ポイント制ですので、足を引っ張ると言ったらいけませんけど、ポイントが、そういった費用対効果が上がらない機種については、先ほど申しあげましたように農協の支援事業を使ったり、ポイントがなるべく上がるような形で申請していきたいというふうに思っておりますし、先般、国の幹部の方との意見交換会があった折に、町長の方からも全国一律のポイント制ではなく離島と中山間地は別の特別枠のポイントが上がるような制度に見直してくれといったような要望もしていただきましたし、国の方もそれを前向きに次年度に向けては検討してもらえるとっておりますので、こういった形で来年度は臨んでいきたいと思っております。

### ○議長（高宮 陽一）

他にございませんか。

2番：池田賢治 議員

### ○2番（池田 賢治）

10ページの隠岐病院の支援事業で、3条予算で6,500万円、4条予算で1,000万円の減になっておりますが、4条予算については決算見込みで減額にしたということですが、この3条予算の6,500万円はどういう内容のものかということと、右にある財源内訳で医師等の医療従事者

応援事業債が150万円減額になっているが、収入のところを見ると医療従事者の応援と離島薬剤師助成事業費がそれぞれで150万円の減になっておりますが、これはどういう内容のものを助成しているか説明をお願いします。

**○番外（保健課長 平田 芳春）**

ただ今の質問でございますが、3条につきましては患者数が大変増加したということがございまして、それに伴いまして人件費が増加したと。大学等から派遣されている医師の派遣回数とパートの看護職員の増加した結果、賃金の増が約6,790万円ございました。また、患者数の増に伴いまして医薬品、あるいは診療材料費等が増加しております。これが約5,900万円増加しております。

一方で採用予定しておりました看護職員5名を採用できなかったため、約3,670万円の減が出ております。そういったものをトータルしまして6,557万7,000円の増と3条の方ではそうなっております。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

地方債の減額でございますが、整備部分については機器類の減額、ソフト事業の部分につきましては医師及び薬剤師に対しまして、離島の部分で、追加の部分で助成支援という手当てを増額しております。その部分につきましては過疎ソフトを活用させていただいておりますので、実績に基づく部分でのこれは減額でございます。

**○2番（池田 賢治）**

薬剤師についても、そういう人件費部分という理解でいいわけですか。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

同じように昨年度から、薬剤師の部分も離島手当ての部分追加しておりますので、過疎ソフトの減額ということでございます。

**○議長（高宮 陽一）**

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

「ない」ようですので、次にまいります。

12ページから13ページでお願いいたします。

6番：平田文夫 議員

**○6番（平田 文夫）**

通学路安全対策整備事業の中の中町中条線と西郷21号線、中条線200mが180m、道路拡幅

の西郷21号線500mが250mに距離が減っているわけだが、説明では当初予定の事業費がカットされたということだが、どのパーセントでカットされているのですか。

**○番外（建設課長 山崎 龍一）**

28年度ですが、概ね島根県下全体でもそうなのですが、各事業、「通学路安全対策事業」「災害に強く安心安全な道路整備事業」等々含めまして、全体で概ね70%から80%ぐらいの要望額に対して補助が減額になっております。

今回、通学路につきましては全体として約3,000万円程度の減額、要望額に対してということで、それに対しまして各事業、中町中条線、西郷21号線等の事業の確認をいたしましたところ、中町中条線につきましては概ね全然場所をかまえなかった場所が20mあるということで、舗装等々の拡幅等、増額等もありましたので全体的にはそういった内容でございます。

21号線につきましては、拡幅なのですが、側溝等行っていくのですが今年度に限りましては共生学園の前のところの擁壁等々、お金のかかるところを集中的に行いましたので全体の延長としては下がりましたが、金額としては1,800万円程度の減額ということでの精算となっております。

**○6番（平田 文夫）**

この事業は要するに30年までの事業のわけです。この影響が新年度にも及ぼすのではないですか。そこら辺の考え方はどうですか。

**○番外（建設課長 山崎 龍一）**

はい、事業の残につきましては翌年度以降、新年度以降に持ち越しという形で再度、国の方にもお願いしていく予定です。

**○6番（平田 文夫）**

お願いしているけどもこういう結果が現れているわけだから、要するに残工事の事業費がのぼるわけでしょう新年度に向かっていくと、そこら辺の対応はどうしようとしているのか。それは確実にできる可能性を含んでいるのですか。

**○番外（建設課長 山崎 龍一）**

現段階では県の方と打ち合わせをして、「新年度これだけの予算をお願いいたします。」ということで、国の方の調整も併せてお願いを行っているというのが現状でございます。残工事につきましては事業配分に併せて、見直しをかけさせていただくということで検討しております。

**○6番（平田 文夫）**

それも昨年やって結果は要するにこういう状態になったわけでしょう。これからどうなるかということをしなければならないじゃないですか。要するにそれで設計したわけですから。来年度に必ず影響が出てくるような結果になっているわけですから。

そこら辺の協議はどうなっているのか聞いているのですが。

**○番外（ 建設課長 山崎 龍一 ）**

28年度は極端に前年度に比べて付かなかった率といいますか、減額幅が大きかったです。その辺も加味しながら、今現在、県の方と協議を行っているところでございます。

**○議長（ 高宮 陽一 ）**

他にございませんか。

16番：安部和子 議員

**○16番（ 安部 和子 ）**

災害に強く安全安心な道路整備事業で、橋梁点検事業ですが何箇所あって何箇所済んでますか。

**○番外（ 建設課長 山崎 龍一 ）**

大変申し訳ございません。はっきりした箇所数を記録しておりませんので、全体で約500弱の橋梁があります。それを概ね5年スパンだと思いますが、各点検を行ってきております。今年度につきましては、約100何箇所かあると思います。行う予定としておりましたが、その内の業者に委託する橋梁の方を、こちらの方につきましても全体の事業費として無くなったもんですから、この順番を1年振り替えまして自前の職員で点検できる箇所数を100数箇所をやらせていただきまして、今年度の方の事業費としては業者への委託の部分を落とさせていただいたというような内容でございます。はっきりした数字を今お示しできませんで申し訳ございません。

**○16番（ 安部 和子 ）**

やはりきちんと点検して、これだけは大丈夫だけど、これだけはまだ残っているという区分けのところはこれでは全く分からないので、そこらのところはやはりきちんと。担当者はちゃんと分かっておられるでしょうから、表にできるものならきちんとされた方が分かりやすくとても良いと思います。

では、トンネルの分も同じことですか。

**○番外（ 建設課長 山崎 龍一 ）**

トンネルの方につきましては、今年度、当初2箇所を業者委託を予定しておりました。年度

途中で、場所で言うと北方から代に向かう「新代トンネル」で壁の方から水が出てきたりして急遽点検等を急ぐという診断というか、簡易診断がありましたのでそちらの方も今年度、こちらの方は増額させていただいて追加をさせていただくというような形で行いました。

**○16番（安部和子）**

何れにせよ期限が平成30年とか平成32年、また29年とか切っておりますが、これまでにはきちんとなるということですね。

**○番外（建設課長 山崎 龍一）**

はい、この年度内に1クール、今再度行っておりますが、これについては各箇所点検を行っていくということにしております。

**○16番（安部和子）**

はい、分かりました。

**○議長（高宮陽一）**

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

「ない」ようですので、次にまいります。

14ページから15ページでお願いいたします。

（「なし」の声あり）

では、最後に16ページから17ページでお願いいたします。

（「なし」の声あり）

それでは、次に歳入の方に戻りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、1ページの分担金及び負担金、国庫支出金のところで。

（「なし」の声あり）

「ない」ようですので、次にまいります。

それでは、2ページから3ページでお願いいたします。

2番：池田賢治 議員

**○2番（池田賢治）**

1 ページの前の概要のところ、先ほど副町長からの内容説明では広域連合負担金、返納金1億3,819万円が返戻になったという大きな歳入の要素があるということだったのですが、これはどういう内容の返納金なのかも一度詳細説明をお願いしたいと思います。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

従来、この隠岐病院の清算部分につきましては当該年度の負担金と負担するもの、返してもらうものを差し引きしてやっておりましたが、今回から27年度分の清算として町へ返してもらうという部分での、改めてこちらの方、計上させていただいております。

したがって、当該年度28年度負担金は負担金として納める部分で増額の部分を計上させてもらっております。内容につきましては、27年度部分につきましては大きな収入になっております。患者数等々の増及びそういった部分の関連で、隠岐病院の収支がかなり大きく上がっているという状況で、本町の部分の負担金の部分を返還するに至ったと伺っております。

**○2番（池田賢治）**

27年度の清算で1億3,800万円を返戻してもらったということは、27年度は隠岐病院は黒字だったのですか、赤字だったのですか。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

採算部門の部でいえば、当然県からも支援いただいておりますし、町から義務的経費の部分で出しておりますので、そういった部分を含めると黒字の部分となっておりますが、実際の不採算部門、精神科とかいろんな部門ありますが全体としては収支のとれた、本町からも繰出金という格好で出しております。

そういうところの回答にしかありませんが、よろしく願いいたします。

**○2番（池田賢治）**

26年度までの従来の考え方と変わって、27年度から1億の返戻をしたことになると、従来赤字補てんの分はどういいますか、赤字補てんで負担金で貰って黒字になったけども、2億円黒字だけでも1億3,800円を返して1億円の黒字にしようというような形に返ったということですかね。もしそれであれば、企業努力でやってきて2億円からの黒字になったものを負担金を貰っておるから1億3,800万円返して1億円の黒字にしましょうという元の考えに戻ってきたということでしょうかね。その辺がちょっと分からなかったのです。

**○番外（企画財政課長 渡部 誠）**

基本的には、赤字負担分で本町が負担している部分を返還してもらったという考え方です。

**○議長（高宮陽一）**

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

「ない」ようですので、次にまいります。

4ページです。

( 「なし」 の声あり )

「ない」ようですので、次に、特別会計の方に移りたいと思います。

19ページをお開きください。国民健康保険事業の特別会計です。19ページの方は歳入・歳出一緒でございますので、質疑ありましたらお願いします。

( 「なし」 の声あり )

では、次、21ページの中村診療所関係です。

( 「なし」 の声あり )

次が、23ページの下水道事業特別会計お願いします。

( 「なし」 の声あり )

次に、25ページの訪問看護お願いします。これは財源組み替えです。

( 「なし」 の声あり )

次が、27ページの布施へき地診療所お願いします。

( 「なし」 の声あり )

最後に、29ページの後期高齢者医療です。

( 「なし」 の声あり )

「ない」ようでしたら、議案の方に戻って議案書の18ページ上下水道事業の補正予算(第1号)でございます。ございませんか。

( 「なし」 の声あり )

以上で、補正予算関係の質疑を終ります。

続いて、議第34号契約関係にまいりたいと思いますので、議案書の60ページの「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」です。

質疑ありましたらお願いいたします。

( 「なし」 の声あり )

次に、61ページの議第35号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」、質疑ありませんか。

( 「なし」 の声あり )

次に、62ページの議第36号「工事請負変更契約の締結について〔特定環境保全公共下水道管路布設(汚水幹線その6)工事〕」、質疑ありませんか。

( 「なし」 の声あり )



次に、63 ページの議第 37 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（中町 3 工区）工事〕」、質疑ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

以上で、「質疑」を終ります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 4 時 0 1 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 4 時 0 1 分 ）

### ○議長（ 高 宮 陽 一 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 4 時 0 4 分 ）

### 日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 5 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）」から、議第 12 号「平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 8 件及び議第 34 号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」から、議第 37 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（中町 3 工区）工事〕」までの 4 件、計 12 件について一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終ります。

### 日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 5 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）」について採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号「平成28年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」から、議第12号「平成28年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第1号)」までの7件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第6号から議第12号までの7件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第34号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」から、議第37号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(中町3工区)工事〕」までの4件を一括して採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第34号から議第37号までの4件については、原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

## 日 程 第 12. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

3月8日及び9日は、特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 14時08分 )

以 下 余 白